

議 事 録

- 1 名 称 令和5年度 第1回 石岡市景観調査委員会
- 2 開催日時 令和5年7月4日(火) 午前10時から午後11時15分まで
- 3 開催場所 石岡市役所 2階201会議室
- 4 出席した者の氏名
藤川委員、村上委員、井川委員、久保田委員、日下委員、
中村委員、武居委員、新田委員
(事務局：幕内課長、若山課長補佐、青柳係長、富田主幹、
坂本主事)
- 5 議 題 住民参加型まちづくりファンド支援事業の認定審査について
- 6 議事の概要 議事録のとおり
- 7 担当課の名称 都市建設部都市計画課

8 議事録

(1) 開会

- ・会長挨拶
- ・出席者が規定の定足数に達していることを報告(委員10名中8名出席)

(2) 議事

■会長

それでは、議事に入ります前に、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。E委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

昨年度、委員会で「冷水酒造(株)」の案件について審査しましたが、一部事業内容が変更され、改めて申請が挙がっていますので再審査を実施したいと思います。それでは、申請者様から事業内容を御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■冷水酒造(株)

冷水酒造の冷水と申します。本日はこのような機会を設けていただきましてありが

とうございます。昨年、一度採択いただきましたが事業内容の変更に伴い、改めて申請いたしました。再度このような機会を設けていただきまして、本当にありがとうございます。

まず、再申請することになりました経緯、事業内容、今回の改修計画を御説明いたします。

前回の計画から改修する建物は変わっていません。前回の計画では、1階にクラフトビールの製造とお酒を提供する空間を創る予定でした。2階につきましては、市民の方も利用できるコミュニティスペースを設ける予定でございました。しかし、改めて収支計算を行った結果、弊社の規模でクラフトビールに関する事業を進めていくことは難しいという判断になりました。何度も検討を重ねましたが、クラフトビールを製造する設備や資材の高騰も背景にありました。ただ、何かしらのお酒を製造したいという気持ちと蔵を活用する計画を止めたくなかったという思いがありましたので、再度検討を行いました。その結果、原点に戻りましてお酒を製造することに計画を変更させていただきました。1階はお酒の製造場所、試飲バーを併設します。2階につきましては、大きな変更はありません。今回は製造するお酒の種類が変わります。こちらの設備費は計画どおりに進んでいるため、今年の8月には着工ができるような形で進めています。こちらが計画変更になった経緯でございます。

続いて、どのようなお酒を造るのかというお話を少しだけさせていただきます。製造するお酒は清酒ではありません。弊社は新たな清酒免許を発行することはできません。日本酒を製造するためには必要な免許を持っていないければいけません。現在も日本酒を製造している蔵元しか清酒を造ることができません。そのため、我々は新しいお酒としてクラフト酒を製造します。免許の種類は「その他の醸造酒」に該当するため我々でも免許を取得することが可能でございます。現在、福島県、秋田県等で多くはないですが製造している蔵がありまして、近年少しずつ注目されている醸造酒になります。清酒に近い商品ではありますが、米、麴、水、その他独自の原材料を加えて造ります。清酒とは異なる製造方法でお酒を造りまして、こちらのクラフト酒事業を展開する計画でございます。

本計画ではクラフト酒の製造工程を見学することができまして、そちらの工程を見ながらお酒も飲むことができます。さらに、地域の人達が集まれるようなコミュニティスペースも作りたいと計画しています。以前、日本酒を製造していた技術を活用して、クラフト酒を造ることで石岡市の新たな名産品が生まれら良いと考えています。よろしく願いいたします。

私からの説明は以上となります。改修工事等の内容につきましては、梶浦が御説明いたします。

■設計事務所

設計事務所の梶浦と申します。今回の事業変更に伴いまして設計の見直しを行いました。少し余談ではありますが、伝統的な日本酒を製造してきた冷水酒造様がクラフト酒事業に挑戦するという事は、伝統技法を次世代につないでいくことや観光面も含めて、より一層やりがいを持って私は設計の変更を行いました。前回、委員の皆様方から御指摘いただいた内容も踏まえて御説明させていただきます。

まず、場所や回収する計画建物に変更はありません。続いてのスライドでは旧時の鳥観図を載せています。

続いて、現況写真になります。こちらに建物や看板がありまして、店舗に来るお客様用の駐車場があります。

こちらは、今回の計画イメージになりまして、建物の修景、広告物の変更、塀の新設等を考えています。

続いて、計画概要になります。上から俯瞰したイメージ図になります。お祭りやイベント等が実施されている様子を想定して作成しました。皆さんが集うような場所として、ベンチや塀に座ることもできるコミュニティスペースとして創出することができれば良いと考えています。

こちらは、航空写真を用いた敷地俯瞰写真になります。①は土蔵の改修、②は門扉の撤去、③は塀の新設、④は広告物の変更を実施します。①は土蔵の外壁に木張りとし塗り直しを実施します。前回は駐車場のアプローチ方法につきまして、御説明させていただきました。現在、T字路の交差点付近が車の出入口になっています。今回の計画に伴いまして、車や人の往来が増加することが想定されます。現在の車の導線は交差点から5m以内のため非常に危険であると思っています。駐車スペースは現在販売しているお店の奥側に設けます。このような導線計画によって、お客様の安全面に配慮した計画となりますので、②の門扉を撤去します。③塀を新設する場所には、現在ポールとチェーンがあります。これにより歩道と敷地を分けていますが、それらを撤去して塀を新設する計画でございます。④の広告物は柱をそのまま活用して、景観に配慮した洗練されたデザインに変更する予定でございます。①から④を改修、変更したイメージが次のページになります。

続いて、詳しい土蔵の改修内容になります。現況写真をご覧くださいと一部剥がれていまして、現在の状況を施工者に調査していただきました。その結果が次のスライドになります。

こちらが北、西面の状況になります。北面はモルタルの上に漆喰が薄塗りしてありまして、一部剥がれていました。一番右側の写真は西面になりまして、上部は漆喰塗でしたが、下部は違っていました。下部は弾性塗料でスプレーによって吹き付けが行われていました。建物が建築されてから年を重ねるごとに様々な改修が行われており、改修工事の種類は様々であることが分かりました。このように漆喰塗や外壁塗装が各

面によって異なった手法で行われているという状況のため、漆喰風仕上げに施工したいと考えています。漆喰塗りという手法は職人が下塗り、中塗り、上塗りを重ねて仕上げます。つまり、手間を掛けて作業を実施します。今回は、下地の状況がそれぞれの面で違うため難しいと考えました。漆喰塗の方法は現代で改良が進みまして、ローラーで施工する技術が生まれています。材料は消石灰を用いています。専用のシーラーの上にローラーで重ね塗りをすることで、全ての外壁の面が消石灰になります。消石灰は漆喰塗と同じ素材でございます。こちらの手法を用いることで、弾性塗料でスプレーによって吹き付けた塗装が消石灰により、漆喰塗と同じような白色に生まれ変わります。漆喰塗で実施した場合には、将来改修する時に左官職人の問題や費用の問題が発生すると思います。今回の方法であればそちらの懸念事項につきましても、解消されると思います。漆喰塗が改良された新たな施工方法を発見しましたので、こちらで仕上げたいと思っています。この手法は小田原城や文化財に関する建物の漆喰部分等にも使われています。

続きまして、外壁の東面になります。こちらの東面には下見板張りを行います。敷地の奥にはまだ蔵がありまして、そこには下見板張りが残されていました。また、駐車場の出入口付近の信号から北に進んだ建物にも下見板張りがありました。こちらは少し黒い塗装でしたが、周辺に同様な木板張りが見られましたので、今回の計画にしました。こちらのささらこ下見板張りはイベントの時に限り一部開けることができます。こちらの場所から商品を買うことや受け渡すことができるようになりますが、基本的には開口部は閉じる仕様にします。開閉式のため閉じた時に枠が見えないようにしたいと思います。また、将来的に南側の壁にも木板張りができる計画にします。今回、費用面の問題から実施することはできませんが、将来的には実施したいと思いません。今回は、将来南側にも木板張りを実施した時に東側とのエンドのコーナーがきれいに収まるように仕上げます。今回の工事で事前に用意をしたいと思っています。

続きまして、門扉の撤去に関する説明になります。既存の車の出入口から香丸通りを北側に進むと、今回撤去する門扉があります。道路に面する鉄格子の門扉を撤去します。

続いて、南側の門、塀になりまして、写真をご覧ください。チェーンの部分には、道路境界と敷地境界で段差が生じています。歩道部分が狭い状況でございます。車道が近くにあるため、日常的に危ないという理由から安全面を配慮して塀を造りたいと考えています。塀を新設することにより敷地内を許可なく車が通り抜けすることができなくなります。例えば1,200mmや1,500mmの塀を新設した場合、小学生の視線を遮るような高さになりますので700mm程度の高さに抑えます。塀の側面は蔵の外壁工事と同様に漆喰風仕上げにします。これにより塀と建物の意匠を合わせます。歩道部分につきましては、幅が狭いためセットバックを実施します。

続いて、こちらの看板は既存の支柱等を活用します。建物や塀と合わせた色調にす

ることにより景観デザインへ配慮します。駐車場の案内看板につきましても一緒に設置したいと考えています。建物、塀の意匠に合わせて広告物も修景することにより、空間の一体性を創出します。伸びやかな空間や領域を作ります。

続いて、金額の御説明になります。歴史的建造物の見積金額は6,095,100円になりまして、補助上限額は9/10以内で5,000,000円になります。門、塀は北塀の撤去費が82,940円で、南塀の新設費は1,320,000円になります。合計見積金額は1,409,440円で補助上限額は4/5以内の1,000,000円になります。広告物の見積金額は1,311,200円になりまして、補助上限額は4/5以内の500,000円になります。

続いて、恐れ入りますが少しスライドが戻ります。お酒の種類がクラフトビールからクラフト酒に変更されたことに伴いまして、1階の平面図を御説明いたします。北東側に試飲バーを設けます。そちらの場所から西側部分には醸造エリアが広がります。クラフト酒の製造工程を見学することができます。麹室、作業室等も合わせて設けます。お酒の醸造に必要な設備は建物の中にありますが、ボイラーや室外機、冷水タンクは建物の外に設置します。北側部分にまとめて設置する予定で、景観に配慮した計画を考えています。

2階につきましては、前回の委員会でトイレに関して御意見を頂きました。1階に設けることも検討しましたが、事業規模を踏まえると設置することはできませんでした。そのため、2階に設置することとしました。倉庫部分につきましては、現在の意匠を残して活用します。

続きまして、断面図になります。2階部分は現在の部屋の雰囲気を残します。中央にトイレを組込むイメージになります。現在、飲食ラウンジの床は畳のため撤去して、新たに床を張ります。基本的な方針として、天井や内壁等はそのまま残しつつ活用します。1階のブリュワリーにつきましても壁や柱を残しつつ改修する計画でございます。試飲バーに改修する予定の天井も立派であるため残します。こちらの建物内部をご覧いただきますときれいに柱や板等が残っていますので、可能な限り昔の雰囲気を継承していくように考えています。

こちらは1階のパスになります。試飲バーのガラスの先には、クラフト酒の製造工程を見ることが出来ます。とても素晴らしい景観であると思います。試飲バーも改修はしますが、天井の雰囲気が残るようにします。一番西側の前室は特に残せる壁や意匠を残します。床や仕切りを設けるような工事は実施しません。

以上、このような形で計画を見直しましたので、改めて御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

■会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から、御質問等あればよろしく願いいたします。

■D委員

ブリュワリーの部分以外は一般の方に利用してもらおうということによろしいでしょうか。

■設計事務所

はい。まず、利用者は北側のエントランスから建物に入ります。1階の試飲バーにはカウンター席を設けておりまして、料理も提供します。2階については、皆さんに使っていただきたいと考えています。

■D委員

そうですか。私はバリアフリーの観点からトイレは1階が望ましいと思います。前回も2階に設置されていることに疑問を感じました。今回もトイレが2階に設置されています。1階にもトイレは必要ではないでしょうか。

■設計事務所

1階に車椅子の方も利用できるトイレを設置することは理想であると思います。今回の計画では、既存の建物を有効利用して増築を伴わない工事で進めていきたいと思っています。そういう方針でしたので、事業規模を踏まえても1階にトイレを設置することは叶いませんでした。将来的な計画ですが、敷地内には残り2棟の建物が残されています。トイレの改修につきましてはそちらで実現したいと思っています。

■会長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

■G委員

はい。前回の発表よりも良かったと思います。プレゼンテーションの資料がとても見やすく説明も分かりやすかったと思います。

また、クラフト酒事業は日本でも3件しか実施していないと思いますので、石岡にとっての特産品になると思います。

■設計事務所

ありがとうございます。

■会長

はい。私からもいくつか質問させてください。まず、土蔵の建物内は土足で移動できますか。

■設計事務所

はい。

■会長

はい。次に土蔵の北側にある煙突の痕跡は撤去しますか。

■設計事務所

申し訳ございません。資料では消えていますが残します。

■会長

残した方が昔の雰囲気伝わってきて良いと思います。工事費の中の撤去費用は入口の^{ひきし}庇のことでしょうか。

■設計事務所

はい。

■会長

北側の入口の門扉を撤去した後に塀は新設しますか。何かほかの工事は実施しますか。

■設計事務所

門扉の撤去のみになります。ほかに工事は実施しません。

■会長

ありがとうございます。ほかに何か御質問等ございますか。

■C委員

はい。少しマイナスな質問になると思います。今回の補助金の交付を否定するわけではございません。冷水社長は石岡酒造(株)の代表にも就任していました。最近、こちらの事業は畳まれたという経緯があると思います。自己破産をした事業をもう一度することは稀なケースであると思います。冷水酒造(株)で事業を行っていくに当たりまして、何かそういう部分の説明をお願いします。

■冷水酒造(株)

石岡酒造(株)につきましては、皆様にも御迷惑をお掛けしています。今回の計画は冷水酒造で行う事業でございます。石岡酒造(株)に何か責任があるということは全くあり

ません。税務署、金融機関、蔵元にも相談させていただいております。今回の事業計画に問題はないと思います。無理のない事業範囲で進めていきたいと思っています。収支の見直しを行いまして、今回の事業は自信を持ってやっていけると考えています。

■C委員

ありがとうございます。石岡酒造(株)で再建を目指して通販等も開始されていたと思います。しかし、最終的に事業計画と収支が見合わなかった原因はどのようなことだと思いますか。

■冷水酒造(株)

そうですね。私がこちらに戻ってきてからすぐに会社を畳んだわけではありません。新しい事業に挑戦はしていましたが、既に厳しい状況でございましたので、会社を建て直すことは至難の業でした。私がこちらに戻ってくるタイミングでは、既にとっても難しい状況でございました。

■C委員

大変難しく、苦しい説明をさせてしまい申し訳ございません。私は新しい事業を始めることは本当に素晴らしいことであると思います。是非、補助金を活用して石岡のために頑張ってくださいと思いますので、応援させていただきます。

■冷水酒造(株)

ありがとうございます。

■会長

はい。ほかに何か御意見等ございますか。

■A委員

前回の説明では、土蔵の北側にエアコンの室外機が設置されていたと記憶しています。そちらの場所には景観へ配慮した塀を新設する予定であったと思います。室外機等に目隠しをしていたと思いますが、今回の計画はどのように考えていますか。

■設計事務所

今回、事業の内容がクラフト酒へ変更となりましたので、設備がコンパクトになりました。屋外には室外機、冷水タンクを設置します。冷水タンクにつきましては、酒蔵の風景に感じることができます。さらに、植栽を施すことで景観に配慮した計画にします。

■A委員

イメージパースではどこに書いてありますか。

■設計事務所

イメージパースでは、こちらの設備機器を書いていませんでした。申し訳ございません。前回と同様でございまして、北側の場所に冷水タンク等は設置します。

■A委員

そうすると、設備機器の周辺部分に植栽が施されるイメージですか。

■設計事務所

はい。設備機器の前に施すようなイメージでございます。

■A委員

分かりました。ありがとうございました。

■会長

ありがとうございます。私からよろしいでしょうか。ささらこ下見板を使っていただけということで、修正いただきましてありがとうございます。こちらの板のピッチ、幅が広いように感じました。

■設計事務所

少し広げています。真ん中で板を割りたくなかったという想いもありました。そのため、少しピッチを広げています。ピッチについては検討させていただきます。

■会長

同じような色調やサイズで行っていただきたいと思いました。その方が自然に見えると思います。今回の計画は少し広いと思いましたので細かくて恐縮ですが、よろしく願いいたします。

■設計事務所

はい。ピッチについては検討させていただきます。

■会長

はい。続いてこちらは内部のお話になりますので、要望ということではありません。照明を吊るす所にメダリオンがあったと思います。そちらは消えてしまうのでしょうか

か。

■設計事務所

そうですね。今回は消えてしまいます。

■会長

そうですね。もし、可能であれば外に見えなくても残すだけ残しておいてもらえる
と何かの時に活用できると思います。復元まではいかなくても壊さなければ、将来何
かに活用できる機会があると思います。

また、事務室はインテリアがきれいにできていますので残してほしいと思います。
1階の一番右側の写真は事務室ですか。

■設計事務所

はい。

■会長

床のタイルはどうしますか。

■設計事務所

その部分は台車が通ります。段差を解消するため嵩上げを実施します。

■会長

そうですね。タイルを剥がさないでその上に何か工夫、応用するような形で将来活
用できる余地を残していただきたいと思いました。その方がよろしいかなと思います。

■設計事務所

分かりました。そのように配慮させていただきます。メダリオンはこちらの部分で
よろしいでしょうか

■会長

そうですね。はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

—特になし—

御質問がないようですので、質疑を終了させていただきます。

これから事業認定の可否について審議しますので、事業関係者の皆様におかれまし

では、ここで一度御退席をいただきます。審査終了後に結果をお伝えしますので、別室でお待ちいただければと思います。

—申請者等退出—

ここからは、事業認定の可否について審議したいと思います。
まず、事務局のほうから本案件について、説明をお願いします。

■事務局

今回の補助概要について御説明いたします。本案件は補助金交付要綱上の中心市街地活性化基本計画の区域に位置しています。そちらの基準に当てはめまして審査をお願いいたします。

また、今回の補助対象物件は、一つ目に土蔵の修理、二つ目に門の撤去及び堀の新設、三つ目に広告物の修景となります。今回の申請金額については事務局で確認したところ基準を満たしていると確認できました。

補助要件として歴史的建造物の修理基準について御説明いたします。形態意匠は建築当時の形態意匠を基本として修理を行う等が基準となります。今回の土蔵の修理に関しましては、元々の形態意匠を踏襲して修理を行いますので、基準に適合していると考えています。

外壁の修理基準につきましては、原則として建築当時の材料を使用することとなっています。今回、新たに木板張りとする部分は建築当時にあったとされるささらこ下見板張りを復元する内容であるため、こちら基準に適合していると考えられます。ですが、漆喰塗部分につきましては、漆喰調の仕上げとなっております、先ほど御説明いただいた内容で問題ないと思いますが、最終的な可否について委員会で判断いただければと考えています。

色彩についても今回自然素材の色を採用するため、基準に適合していると考えています。

続きまして、門、堀の修景基準になります。こちらは建造物との調和に配慮するという内容や、木、竹、石、土、漆喰、瓦等に調和する和風の意匠を基本とするとなっています。今回新たに新設されるものについては公道に面しており、和風の意匠となっております蔵と調和するものとなっておりますが、デザインの可否について最終的に委員会で判断いただければと思います。

最後に広告物の修景基準でございます。こちらは歴史的建造物と調和した形態意匠とすることや、高さ、色彩についても事務局で確認したところ全て基準内におさまっております。デザインの最終的な判断について委員会から御意見いただければと思います。以上でございます。

■会長

ありがとうございます。そうしましたら、これから議論していきたいと思います。最初に歴史的建造物の修理内容の審査になります。事務局からは、土蔵の外壁の仕上げ方法につきまして、特に議論が必要であるということでしたが、いかがでしょうか。

■C委員

漆喰風仕上塗と漆喰塗を比較すると景観保護の視点からどちらの方が良いのでしょうか。将来的なコスト面等を含めて考えますと総合的にどちらが良いのでしょうか。私は専門的な知識を持っていないため、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■G委員

漆喰風仕上塗の方が金額は安いと思います。最近、市内のまち蔵藍は雨漏りがしていたため左官屋さんに確認をしてもらいました。今回の案件と同様に漆喰の上から塗装されている部分がありました。どちらかの方法に統一する方が良いと思います。

■D委員

そうですね。漆喰風仕上塗の方が安いと思います。漆喰の方が金額は高いと思います。左官工事を請け負える方も数は少ない現状もあります。全体的な雰囲気としてはそんなに雰囲気は変わるものではないと思います。本来であれば漆喰塗が良いと思います。

■F委員

私の家にも明治元年に造られた土蔵があります。漆喰塗を直そうと思いましたが、職人さんがいませんでした。さらに、莫大なお金が掛かるということで簡易的に塗り直してしまいました。まず職人さんがいないと思います。そういう問題がありましたので、簡易的に塗り直すことを選びました。

■会長

ちゃんと漆喰塗で施工する場合には、今塗ってある表面の色を一度落とす必要があります。それから中塗りからもう一度やり直すようなやり方になると思います。そうすると、工事期間も長く要する可能性があります。現実的な判断としては、漆喰風仕上塗の方が良いのではないかと思います。ただ、中長期的に見るとどういう風になっていくのかは分からないと思います。現況写真を確認すると変に黒く汚れている箇所がありました。今後、同様なことが起こる可能性はあると思います。その辺りにつ

きましては様子を見ていかないと分からないと思います。

■G委員

いずれにしても汚れ、カビ等が発生すると思います。難しいですね。

■会長

先ほどの説明では、モルタルが下に塗ってあると言っていました。この状況はあんまり良くないということを知ったことがあります。理由は内部の柱等が腐りやすくなると聞いたことがあります。そのため少し不安は残ります。今回、表面的にはきれいになるかもしれませんが、将来的に大丈夫かにつきましては分からない部分もあるかと思っています。

■D委員

余談ではありますが、東日本大震災が発生した時にこちらの蔵はよく耐えたと思います。外壁もよく破損しなかったと思います。

■会長

そうですね。地震の時に塗装が荒壁から落ちているような状況も見受けられました。そういう意味では、無傷に近い状態かもしれないです。今の時点では全然問題ないと思います。現況写真や説明を受けた内容から外壁は漆喰風仕上塗でよろしいかと思えます。

また、ささらこ下見張りにつきましては、やはり少し幅が広いいため少し違う感じがしました。その点につきましては、認定条件として付したいと思います。

続いて、工作物の審議になります。南側に70cmの塀を新設します。それから北側の門扉を撤去するということでした。こちらにつきましてはいかがでしょうか。

■G委員

北側の門扉の撤去費は補助要件に該当しますか。

■会長

はい、事務局からお願いします。

■事務局

補助金の交付要綱の中でも撤去費用は対象として含まれています。事務局は該当すると考えています。前回の委員会で撤去費用は認めて頂いた経緯もございます。今回もお認めしても良いと考えています。

■会長

ありがとうございます。そうしますと、南側の塀が補助対象に該当するか否かにつきまして、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

■D委員

空間を利用するという点を考えれば、塀のアイデアは良いと思います。設計のプロの視点からお話しますが、前の計画よりは良いと思います。ただ、補助対象に該当するか否かにつきましては話し合う必要があると思います。

■会長

はい。A委員はいかがでしょうか。

■A委員

そうですね。難しいお話であると思っています。塀がある必要性というか設置しなくても良いかなとも思えます。今回、塀を新設する目的は敷地内に一般の方や車が入って来るのを防ぐためと言っていました。果たして今回の工事によって、景観を向上させることにつながるのかということが疑問に思いました。

■G委員

すいません。工事名称が補助金3で金額が1,320,000円の見積書につきまして、確認させてください。3ページ目にチェーン張りという工事があります。こちらがよく分かりません。

■会長

東側にチェーンがあります。その部分を指していて、既存利用ということですから塗装を施すのではないのでしょうか。

■G委員

ありがとうございます。

■会長

そうしますと、敷地に入ってきてほしいのかどうなのかが曖昧だという気もしますね。先ほどの説明だと勝手に入ってこられることが困るということでした。しかし、プレゼンテーションの資料では、お祭りの時に人が入ってきてほしいという書き方でした。

■G委員

塀や広告物の場所には植栽を施すようですね。

■H委員

そうですね。

■A委員

南側の塀ですが、チェーンから塀に変わるということであれば景観が向上するということも考えることができるかもしれません。

■会長

そうですね。考えることもできるかもしれないということでどうでしょうか。

■H委員

石岡駅から歩いてくる場合の導線として、今回南側に塀を造ってしまうとスムーズに人が入ることができません。現在、チェーンを取ればどこからでも人が入れる状況であると思います。南側を塀で全て囲ってしまうと人の出入りができなくなりますので、南側からも人が入れるように考慮すべきだと思いますがどうでしょうか。将来的に駅からの導線も考えた方が良くはないかと思いますが必要はないでしょうか。石岡駅から歩いて来た時を想定しました。こちらの施設を車で利用する人は北側の出入り口を利用します。歩いている人は広告物が設置されている広場の場所を出入り口として使います。南側を塀で囲ってしまうと石岡駅から歩いて来た人はどうなのかなと思います。

■会長

確かに土蔵は細長い建物で、白壁が続くためそういう風に捉えることもできるかもしれないですね。

それでは、議論の途中にはなりますが、最後に広告物について審議したいと思います。高さは問題ありません。アクセントカラーにつきましても、比較的控え目なので問題ないということでした。現状の看板の上の四角い板や支柱の部分はそのまま残して、新しい看板に改修するということでした。デザインの可否も含めて御意見いかがでしょうか。

■D委員

特に問題ないと思います。

■会長

そうですね。特に大きな問題はないと思います。

そうしますと、南側の塀だけ審議する必要があります。

■H委員

すいません。塀についてですが改めて資料を確認しました。蔵と塀の間には人が通れるスペースがありました。私の認識不足でこちらを把握できていませんでした。

■会長

そうですね。蔵と塀の間にはスペースがありますね。何かほかに塀につきまして御意見はございますか。

■A委員

先ほど、塀は無い方が良くとお伝えしました。しかし、改めて考えますと今チェーンがある箇所を塀に修景する。さらに、建物との意匠が同様な塀を新設することで景観の向上につながると思います。白い色の建物と塀が連続することは良いと思います。塀に腰掛けられることで、利用者の視点からも向上すると考えられます。北側の門扉の方が少し気にはなりますが、南側含めて補助しても良いと思います。

■会長

今回の計画でセットバックを行うことも評価できると思います。セットバックを行うことで歩道が広く見えます。ほかに御意見はございますか。

■G委員

すいません。植栽については今回の補助対象に入っていますか。

■会長

全額ではありませんが、見積書の中に入っているためそうだと思います。

■G委員

そうですか。ありがとうございます。

■会長

ほかに何か御意見等ございますか。

■各委員

―特になし―

■会長

御発言もないようですので、ここで最終的な採決をとらせていただきます。

「冷水酒造(株)」の事業につきまして、住民参加型まちづくりファンド支援事業の補助事業として認定することに御異議はございませんか。

■各委員

異議なし。

■会長

ありがとうございます。ただ、東側の下見板張りは当時の仕様を踏襲した計画に変更することは条件として入れたいと思います。ほかに何か御意見等ありますか。

■D委員

一般の方の利用を考えると、バリアフリーの観点から今後事業拡大をする場合は、1階にトイレを設けた方が良くとお伝えするべきだと思います。

■会長

そうですね。お伝えして良いと思います。それでは次の内容を条件として認定することに御異議はございませんか。

【認定条件】

- ① 東側の下見板張りは当時の仕様を踏襲した計画に変更する。
- ② 今後、事業拡大に伴いほかの建造物の修理事業を実施する時には、バリアフリーの観点からトイレを1階に設けるよう検討する。

【審査結果】

- ① 歴史的建造物（店舗）の修景 補助認定額5,000,000円（6,095,100円の9/10 上限500万円）
- ② 門、塀の修景 補助認定額1,000,000円（1,402,940円（82,940円+1,320,000円）の4/5 上限100万円）
- ③ 広告物の修景 補助認定額500,000円（1,311,200円の4/5 上限50万円）

■各委員

異議なし。

■会長

御異議なしと認め可決いたしました。それでは、こちらの内容を申請者にお伝えしたいと思います。

それでは認定した補助事業内容及び認定条件についてお伝えします。

—申請者等入室—

【会長から審査結果の説明】

—申請者等退出—

以上で本日の議事は全て終了とさせていただきます。御協力をありがとうございました。

進行を事務局に戻します。

■事務局

会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回石岡市景観調査委員会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。